

第 3 回「高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会」論点整理

(1) 歴史的公文書の保存管理

- 現用文書の保存方法については、事務局案のとおりとする
- 歴史的公文書の管理方法については、事務局案に対して次の 4 点を盛り込むこととする
 - ①公文書館が必要な理由として、現書庫スペースに余裕がないこと
 - ②公文書館設置まで暫定的に保存スペースの確保に努めること
 - ③歴史的公文書の管理体制については、専門性を持った職員の養成に努めるとともに、専門職員や専門知識を持った職員の配置を検討する必要があること
 - ④歴史的公文書をデータベース化する際は、専門家に意見を聞くこと

(2) 歴史的公文書の活用

- 歴史的公文書の公開・閲覧方法については、事務局案のとおりとする
ただし、歴史的公文書は県民共有の財産であること、原則公開であることをより明確にする
- 歴史的公文書の広報・啓発については、歴史的公文書が今の県民の暮らしにも関連している資料であるという趣旨を入れることとする

(3) その他の意見

- 県庁内でも歴史的公文書を有効に活用するためには、職員に対しても歴史的公文書の利用の仕方を示すことが重要である
- 職員に対する研修などによって、歴史的公文書の利用の仕方について周知を図ります

→上記の本委員会における結論やご意見を踏まえて報告書(案)を提案させていただきます。